

虚偽データ作成の関与者、具体的方法及び動機・背景			
虚偽データの対象	関与者	虚偽データ作成の具体的方法	動機・背景
2002 年 2 月 18 日 301B 型の指定承認申請	出向受入嘱託 A (後の P E 社副社長) 当社社員 B (計 2 名) (A の指示のもと、A の補佐を行っていた B が実行)	本件指定承認申請時に提出された① 耐久後性能試験 及び② 性能試験 の各データについて、申請された 3 0 1 B 型（通称「ゾウリムシタイプ」）とは異なるタイプの試作品のデータをすり替えて使用・提出するという方法で行われた。 ① 耐久後性能試験データについて 申請時点において耐久後性能試験のデータ取得が間に合わなかったため、2002 年 2 月 9 日から 11 日にかけて第三者試験機関で行われた D P F 試作品の試験結果の中から排ガス中に含まれる粒子状物質（「PM」）排出量の比較的少ない試作品のデータを抜き出し、3 0 1 B 型の耐久後性能試験データとして使用。当該試作品は、申請対象である 3 0 1 B 型とは異なるタイプ（新品）であった。 ② 性能試験データについて 性能試験の結果については、前述の耐久後性能試験データにおいて別の試作品のデータとすり替えたことに伴い、これとの矛盾が生じないようにするため、前述の第三者試験機関での試作品試験結果の中から更に別の試作品のデータを選び出し、これを本来の性能試験データとすり替えた。ここで利用された試作品も、申請対象である 3 0 1 B 型とは異なるタイプであった。	【A の動機・背景】に関しては、調査委員会は、A 本人より詳しい事情を聴取できなかった為、動機を解明できなかった。） 【B の動機・背景】 - 当社社員 C と嘱託 A が長年に亘って研究・開発に努力を続けた本件事業をなんとか成功させ、いち早く東京都の指定をとって、当社製品の市場における優位性を確保したい、そのためにも申請を急がねばならないという焦り - 営業の実働部隊が指定承認を前提にバス会社に必死に営業活動を行っていたこと - 東京都の D P F メーカー各社に対する「早期・大量販売」の期待を感じていたこと 都の指定承認申請に係わる必要な試験： ① 性能試験(新品で PM 減少率を測定するもの) ② 耐久試験(装着実地試験を行い、トラブルがないかを見るもの) ③ 耐久後性能試験(2 ヶ月超・1 万 km 以上使用後の PM 減少率を測定するもの)
		変更届時の性能試験データについて、届出対象である形状変更後の 3 0 1 B 型（通称「陣笠タイプ」）とは別の装置のデータをすり替えて使用・提出するという方法で行われた。 虚偽データ作成に利用された装置は、2002 年 6 月 22 日から 23 日に第三者試験機関で試験が行われた試作品のうち、3 0 1 B 型（陣笠タイプ）に「竹輪」という別の装置（細かい金網状の板を筒状にして竹輪型にした装置）が追加されたものであり、本来 変更届の対象である 3 0 1 B 型（陣笠タイプ）とは異なる装置であった。	
2003 年 1 月 16 日～18 日 長崎での都職員立会い試験	P E 社副社長 A (元当社嘱託) 当社社員 B 当社社員 C P E 社社員 D (計 4 名) (A ・ C から B に対し事前に指示があり、具体的な虚偽データ作成行為は B の指示に従い D が実行)	当該試験においては、ディーゼルエンジンから排出される排ガス中の PM の重さを秤で計測する過程があるが、その際、実測値よりも重い値、あるいは実測値よりも軽い値を、あたかも実際に計測して出た値であるかのように装い、結果として試験対象装置の性能が、実際には東京都の規制基準である 6 0 % 以上の PM 減少率がないにも拘らず、これが 6 0 % 以上の PM 減少率を有するものであるかのように装った。具体的には、D P F を装着していないベースデータ採取時は PM 捕集重量を実測値よりも多く読み替え、D P F 装着時の PM 捕集重量は実測値よりも少なく読み替えたもの。 なお、都職員は 1 階の実験場で試験に立ち会っていたが、PM 重量の計測は実験場の 2 階の応接室で行われた。	【C の動機・背景】 （C は、2002 年 12 月頃に B より虚偽データ作成事実の報告を受けたため）今さら、試験結果が虚偽であり性能基準を充たしていないということが明らかになれば事業も失敗に終ると思ったこと - 東京都が中心となって進めていたディーゼル車の排ガス規制そのものに対して与える影響も大きく、ここで認可を取らないと大変なことになる、と思ったこと 「今後も発覚しないのではないか」という思いがあったこと 【D の動機・背景】 - D は、ピュアース社に転職してきたばかりで、親会社である三井物産の社員 B の指示に抗し難かったこと - 指示を出していた B も、A ・ C という上司の指示・命令を受けていて辛い立場にあることが D にもわかったこと - D P F の事業が大きな事業で、すでに多数販売していたこと

虚偽データ作成の関与者、具体的方法及び動機・背景